

# 大槻中学校いじめ防止基本方針

## 1 「いじめ」の定義(文部科学省：いじめ防止対策推進法から)

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※ 他の生徒が「いじめ」と認識せずに行っている行為であっても当該生徒が苦痛を感じれば「いじめ」

例) 3人で遊んでいるとき、2人で多くを話していた。仲間はずれにするつもりはなかったが、その行為により当該生徒が心身の苦痛を感じた。  
この場合は「いじめ」となりうる。

## 2 「いじめ」問題に関する基本的認識

「いじめ」いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる」ことを全職員が認識する。

「いじめ」の未然防止に最大限努める。

- 道徳教育の充実：教育活動全体を通じ啓蒙を図る。
- 生徒間の望ましい人間関係：学級活動 道徳 特別活動 総合などを関連づける
- 教師と生徒の信頼関係：授業の充実 諸活動での個の実態に応じた指導など
- アンケートの実施：生徒の変容を把握し、未然防止に努める。
- 日常的な観察：生活ノートの活用 学級内での生活の様子など。変だと思ったことは見逃さず、全職員で共有。

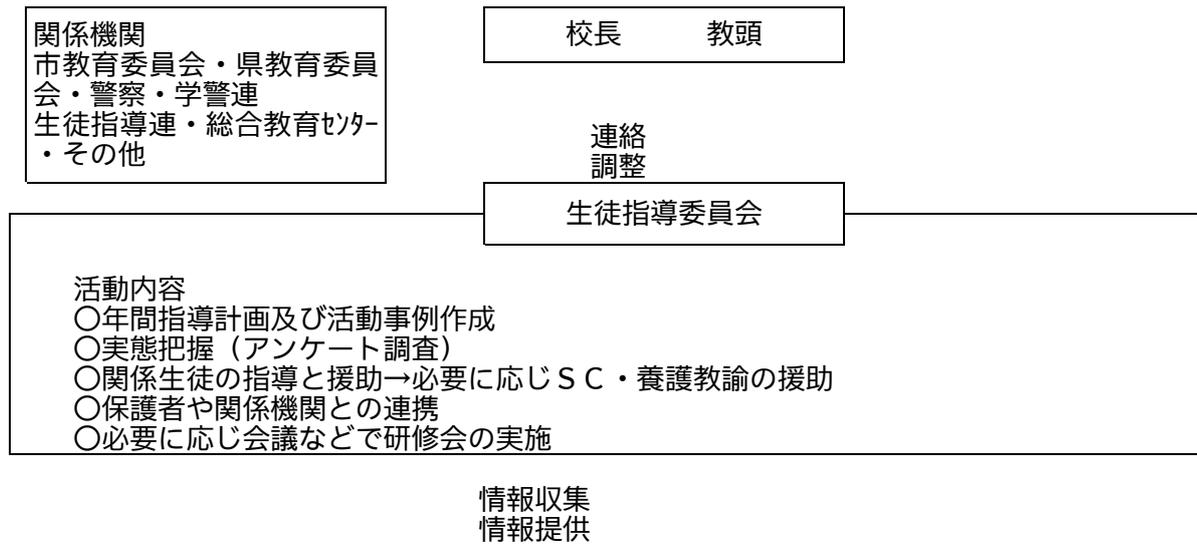
「いじめ」の早期発見、早期対応に努める。

- アンケートの実施：小さなことも見逃さない。
- いじめ対策のための組織編制：連携体制などの整備。
- 組織的対応：1人で抱え込まない。複数の職員で対応。
- 相談体制：S Cや医療機関など専門機関との連携体制強化
- 関係機関との連携：必要に応じ、所轄警察署などとの連携。情報提供など
- 地域の活用：必要に応じ、P T A会長などとの連携、協力体制強化

「いじめ」の再発防止に努める。

- アンケートの実施：定期的実施による再発防止。
- 関係機関との連携：必要に応じ、医療機関や所轄警察署などとの連携、情報提供
- 情報共有と組織的対応：共通認識、同一歩調で対応

### 3 いじめ防止対策の指導体制



各担任 (各教科担任)	各学年	生徒	保護者	地域
-------------	-----	----	-----	----

#### 緊急対応時

緊急生徒指導委員会の開催				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの事実を発見した時には、学級担任・学年の教員を含む生徒指導委員会開催</li> <li>○日常生活委員会のメンバーから実情に応じ、サポートチームの結成</li> <li>○必要に応じ、SCなどの専門家のアドバイスを受ける</li> </ul>				
校長 教頭	学級担任、学年教師	生徒指導委員会 (サポートチーム)		
総括	情報収集・情報提供			

当該学年の指導体制	当該生徒への指導	保護者対応 (加害・被害)	事例に応じた関係機関との連絡調整	地域協力要請
-----------	----------	---------------	------------------	--------

### 4 具体的対応例

例1)

**アンケートを実施したところ、本人がいじめを受けていることを記入してきた。**

- 1 担任は1人で判断せず、学年で内容を共有。生徒指導主事に報告。
- 2 生徒指導主事は教頭へ内容を報告。
- 3 教頭が校長へ報告するとともに、指示を仰ぐ。
- 4 指示に基づいて、委員会を開催し具体的対策の検討及び対応。
  - 担任及び学年教師 (複数) で当該生徒から事実の確認。
  - 事実を生徒指導委員会で共有。加害生徒への対応の検討、具体的対応。
    - ※ 加害生徒が複数の場合は学年全体で、場合によっては生徒指導部も入り、複数で事実確認。→いじめの事実があった場合は、指導。
  - 実態が把握されたら、次のことを行う。

- (1)被害生徒・保護者へ連絡。家庭訪問実施。（保護者の要望により学校来校を要望した場合は、学校に来校していただく）。
- (2)学校はサポートチームも含め複数で対応を行う。
- (3)保護者・本人を支援するとともに、要望を聞く。
- (4)被害生徒・保護者の要望等を考慮し、加害生徒に対する対応の検討。
- (5)加害生徒及び保護者へ連絡。学校へ来校してもらう。
- (6)加害生徒への指導。さらに被害生徒・保護者の要望を伝え、謝罪などの具体的な対応を保護者に理解していただく。

5 被害生徒・保護者と加害生徒・保護者との事後対応

- 謝罪を求める場合については、学校が窓口となり謝罪を実施。
- 謝罪を求めない場合については、謝罪は行わないが、加害生徒・保護者には再発防止も含め、毅然として指導に当たる。
- 重大な事案で関係機関との連携が必要な場合（被害生徒・保護者が連携を求めた場合）については、連携を図る。その際、学校は関係機関に必要な情報提供を行う。
- 重大な事案に関する情報はPTA会長にも連絡をし、学校としての対応に理解をいただく状況によっては協力を仰ぐ。

例2)

アンケートを実施したところ、友達がいじめのことを記入してきた。

- 1 担任は1人で判断せず、学年で内容を共有。生徒指導主事に報告。
- 2 生徒指導主事は教頭へ内容を報告。
- 3 教頭が校長へ報告するとともに、指示を仰ぐ。
- 4 指示に基づいて、委員会を開催し具体的対策の検討及び対応。
  - 担任及び学年教師（複数）で記載した生徒から事実の確認。
  - 記載生徒からの聞き取りに基づき、被害生徒本人から事実の確認を行う。この際、被害生徒の心情を踏まえ、慎重に対応するよう配慮する。
  - 事実を生徒指導委員会で共有。加害生徒への対応の検討、具体的対応。この際も被害生徒の心情を踏まえ、慎重に対応するよう配慮する。
    - ※ 加害生徒が複数の場合は学年全体で、場合によっては生徒指導部も入り、複数で事実確認。→いじめの事実があった場合は、指導。
  - 実態が把握されたら、次のことを行う。
    - (1)被害生徒・保護者へ連絡。家庭訪問実施。（保護者の要望により学校来校を要望した場合は、学校に来校していただく）。
    - (2)保護者・本人を支援するとともに、要望を聞く。
    - (3)被害生徒・保護者の要望等を考慮し、加害生徒に対する対応の検討。
    - (4)加害生徒及び保護者へ連絡。学校へ来校してもらう。
    - (5)加害生徒への指導。さらに被害生徒・保護者の要望を伝え、謝罪などの具体的な対応を保護者に理解していただく。
- 5 被害生徒・保護者と加害生徒・保護者との事後対応
  - 謝罪を求める場合については、学校が窓口となり謝罪を実施。
  - 謝罪を求めない場合については、謝罪は行わないが、加害生徒・保護者には再発防止も含め、毅然として指導に当たる。
  - 重大な事案で関係機関との連携が必要な場合（被害生徒・保護者が連携を求めた場合）については、連携を図る。その際、学校は関係機関に必要な情報提供を行う。
  - 重大な事案に関する情報はPTA会長にも連絡をし、学校としての対応に理解をいただく状況によっては協力を仰ぐ。